

事務所通信(号外)

## 平成 27 年度 税制改正大綱のあらまし

平成 27 年 1 月 吉日  
税理士法人 AKJパートナーズ

平成 26 年 12 月 30 日、「平成 27 年度税制改正大綱」が与党により正式決定されました。この度の大綱は、「デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置」、「地方創生・国家戦略特区」「社会保障・税一体改革」がその中心的な方針となりました。消費税率の引上げ時期も平成 29 年 4 月と明記され、軽減税率制度については今後引き続き審議される事となったものの景気判断条項を付さず実施される事となりました。また、昨年より検討されていた法人実効税率の引き下げについては「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方針の基、平成 27 年度より法人税率が現行の 25.5%から 23.9%に引き下げることとなりました。

以下におきまして、大綱の主な内容を掲載しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

### ～平成 27 年度税制改正大綱～

#### 【所得税関係】

##### I. 金融・証券税制

①未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等において、各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額は、年間 80 万円を上限に非課税とする。(子供 NISA)

☞平成 28 年から平成 35 年までの各年において適用。

②非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額は、現行 100 万円の限度額を 120 万円に引上げる。

☞平成 28 年分以後の非課税管理勘定について適用。

##### II. 住宅・土地税制

既存の下記住宅取得等に係る措置について 1 年 6 月延長する。(住宅ローン控除)

- ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- ⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- ⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

☞適用期限を平成 31 年 6 月 30 日までに延長。

##### III. 個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)の拡充

① 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の 2 割(現行 1 割)に引き上げる。

☞平成 28 年分以後の個人住民税について適用。

② 確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合は ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。

☞平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附について適用。

## 【所得税関係】

### IV. 確定拠出年金の拡充

確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ①事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金(仮称)について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。
- ②個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者について、現行の個人型確定拠出年金制度に係る税制上の措置を適用する。

なお、個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される者の拠出限度額については、次のとおりとする。

- イ 企業型確定拠出年金加入者(他の企業年金がない場合) 年額 24 万円
  - ロ 企業型確定拠出年金加入者(他の企業年金がある場合) 年額 14.4 万円
  - ハ 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額 14.4 万円
  - ニ 第三号被保険者 年額 27.6 万円
- ③確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度に年金資産の移換がされた場合並びに合併等に伴い確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度と中小企業退職金共済制度間で年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

### V. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

国外転出をする居住者が、所得税法に規定する有価証券等又は未決済デリバティブ取引等を有する場合には、当該国外転出の時に、それぞれ当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

☞平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出をする場合に適用。

### VI. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

確定申告・年末調整・源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類・送金関係書類を添付又は提示しなければならないこととする。

☞平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等並びに平成 28 年分以後の所得税について適用。

### VII. 財産債務明細書の見直し

財産債務明細書について、提出基準を見直し、新たに、財産債務調書として整備する。

- ①現行の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の 12 月 31 日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」を提出基準とする。
- ②現行の記載事項である「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載を要することとする。

(注)財産の評価については、原則として「時価」とする。ただし、「見積価額」とすることもできることとする。また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとする。

☞平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書について適用。

### VIII. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長・縮減

長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の見直しを行った上、その適用期限を2年3月延長する。

- ① 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する。
- ② 改正後の地域再生法の大都市等(仮称)以外の地域から大都市等への買換えについて、課税の繰延べ割合を 75%(同法の特定地域(仮称)への買換えの場合には、70%)(現行 80%)に引き下げる。

☞適用期限を平成 29 年 3 月 31 日までに延長。

※法人税についても同様とする。

## 【資産税関係】

### I. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し

現行の住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について非課税限度額を以下の通りとし、その適用期限を延長する。

イ. 住宅用家屋の取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円

ロ. 上記イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

(注)「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級4(平成 27 年4月以降は断熱等性能等級4)又は耐震等級2以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。

☞適用期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長。

### II. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

個人(20 歳以上 50 歳未満の者に限る。)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,000 万円(結婚に際して支出する費用については 300 万円を限度とする。)までの金額に相当する部分の価額については贈与税を課さないこととする。

(注)上記の「結婚・子育て資金」とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいう。

- ①結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む。)に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ②妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した非課税申告書を、金融機関を経由し受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

☞平成 27 年4月1日から平成 31 年3月 31 日までの間に拠出されるものに限り適用。

### III. 空家の固定資産税軽減措置の見直し

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずる。

## 【法人税関係】

### I. 法人税率の引き下げ

法人税率を下記適用する。中小法人の軽減税率の特例の適用期限は2年延長する。

	現行	改正後
法人税率	25.5%	23.9%
中小法人の軽減税率の特例 (所得の金額のうち年800万円以下の部分)	15%	15%

☞ **平成27年4月1日以後に開始する事業年度において適用。**

### II. 欠損金の繰越控除制度等の見直し

①青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、次のとおり、段階的に引き下げる。

事業年度	現行	改正後
平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで の間に開始	所得の金額又は連結所得の金額の100分の80相当額	所得の金額又は連結所得の金額の100分の65相当額
平成29年4月1日以後に開始		所得の金額又は連結所得の金額の100分の50相当額

(注) 中小法人等については、現行の控除限度額(所得の金額又は連結所得の金額)を存置する。

②青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年(現行9年)に延長する。

☞ **平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用。**

### III. 受取配当等の益金不算入制度の見直し

①益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。

現行		改正案	
区分	不算入割合	区分	不算入割合
完全子法人株式等 (株式等保有割合100%)	100分の100	完全子法人株式等 (株式等保有割合100%)	100分の100
関連法人株式等 (株式等保有割合25%以上)		関連法人株式等 (株式等保有割合3分の1超)	
上記以外の株式等	100分の50	その他の株式等	100分の50
		非支配目的株式等 (株式保有割合5%以下)	100分の20

②公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額を益金算入(現行 収益の分配の額の2分の1(4分の1)の金額の100分の50相当額を益金不算入)とする。ただし、特定株式投資信託の収益の分配の額についてはその受益権を株式等と同様に扱い、上記①の非支配目的株式等として、その収益の分配の額の100分の20相当額を益金不算入とする。

③上記①のその他の株式等及び非支配目的株式等について、負債利子がある場合の控除計算(負債利子控除)の対象から除外する。

## 【法人税関係】

### IV. 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し

- ① 控除税額の上限を当期の法人税額の 30%(原則 20%)に引き上げる措置を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たに以下の措置により控除税額の上限の総枠を当期の法人税額の 30%とする。
- ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。
- イ 税額控除率(現行 12%)を次のとおり引き上げる。
- (イ) 特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究 30%
- (ロ) 上記以外のもの 20%
- ロ 控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で当期の法人税額の5%とする。
- ハ 特別試験研究費の範囲について、次の見直しを行う。
- (イ) 特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外する。
- (ロ) 特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を加える。
- (ハ) 特定中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料を加える。
- ③ 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限を当期の法人税額の 25%とする。
- (注) これらの制度の対象となる試験研究費の額には、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額を含まないこととする。
- ④ 繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。
- ※ 所得税についても同様とする。

### V. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件の見直し

次の法人の区分ごとに見直しを行う。

- ① 中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人
- 平成 28 年4月1日以後に開始する適用年度について、3%以上(現行5%以上)とする。
- ② 上記①以外の法人
- 平成 28 年4月1日から平成 29 年3月 31 日までの間に開始する適用年度について、4%以上(現行5%以上)とする。
- ※ 所得税についても同様とする。

### VI. 外形標準課税の拡大

- ① 法人事業税の税率の改正

資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとする。

		現行	改正案	
			平成 27 年度	平成 28 年度～
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本金割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年 400 万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年 800 万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

☞ **平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日までの間に開始する事業年度及び平成 28 年4月1日以後に開始する事業年度から適用**

## 【消費税関係】

### I. 消費税率(国・地方)の10%への引上げ時期の変更等

- ①消費税率(国・地方)の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とする。
- ②消費税率(国・地方)の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正を行う。

### II. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

- ①内外判定基準の見直し
  - 電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」(仮称)と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等に見直す。
  - (注) 電気通信役務の提供には、電気通信役務の提供以外の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供や、単に通信用回線を利用させる役務の提供は、含まれない。
- ②課税方式の見直し(事業者向け電気通信役務の提供(仮称)に対するリバースチャージ方式の導入)
  - 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、当該役務の性質又は当該役務の提供に係る契約条件等により当該役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなものを「事業者向け電気通信役務の提供」と位置付け、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する(リバースチャージ方式の導入)。

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。



税理士法人AKJパートナーズ	(代表社員)	公認会計士・税理士	山本 成男
		公認会計士・税理士	吉村 史明
(住所) 〒105-6027	(社員)	税理士	藤田 学
東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー27F		米国公認会計士・税理士	脇屋 忠生
(電話番号) 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481			
(事務所URL) <a href="http://www.akj-partners.com/">http://www.akj-partners.com/</a>	(保有資格)	公認会計士	8名
(主たる業務) 連結納税、組織再編税制		米国公認会計士	1名
ストック・オプション設計-評価		公認会計士協会準会員	1名
BPR/BPO、株式公開支援		税理士	11名
事業再生アドバイザー等		AFP・税理士科目合格	10名
(関連会社) 公認会計士AKJパートナーズ共同事務所		社会保険労務士(特定社会保険労務士含)	3名
株式会社AKJパートナーズ		医業経営コンサルタント(有資格者含)	3名